

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年12月11日 午後3時24分～午後4時25分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

委員長	森 満 晃	委員	帯 田 裕 達
副委員長	成 川 幸太郎	委員	山 元 剛
委員	川 添 公 貴	委員	坂 口 正 幸
委員	下 園 政 喜	委員	岩 切 正 之

○欠席委員（1人）

委員 溝 上 一 樹

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 森 永 靖 子

○その他の議員

議員 井 上 勝 博

○説明のための出席者

行政管理局長	鬼 塚 雅 之	農林水産部長	中 島 弘 喜
総務課長	黒 木 諭	経済シティーセールス部長	有 馬 眞二郎
法制担当主幹	小 島 早智子	議会事務局長	田 代 健 一
財政課長	大 濱 浩 一	議事調査課長	久 米 道 秋
市民安全部長	上 戸 理 志		
保健福祉部長	小柳津 賢 一		

○事務局職員

事務局長	田 代 健 一	管理調査グループ員	米 森 祐 太
議事調査課長	久 米 道 秋	議事グループ員	森 谷 瑞 生
課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之	議事グループ員	今 吉 聖 人
主幹兼管理調査グループ長	原 浩 一		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
- 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について

- 3 本会議（川内原発運転延長に係る陳情採決日）の傍聴者対応の取扱いについて
 - 4 討論に係る発言通告書等の提出期限について
 - 5 薩摩川内市民生委員推薦会委員の取扱いについて
 - 6 議会運営委員会の先進地視察について
-

△開 会

○委員長（森満 晃）これより議会運営会を開会いたします。本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中、傍聴の申し出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（大田黒 博）それでは皆さん、本会議、御苦労さまでした。

一般質問、明日まで3名を残すところとなりました。本日の議会運営委員会は、明日に開催されます議運、そして、全員協議会も予定されているのですが、それを含めての議運になるかと思っておりますので、一点だけ、陳情等におきまして、る慎重審議をしていただきましたけれども、明日、採決に向けて、方向性を皆さん方にお諮りしたいということでございます。どうかよろしくお願いします。

終わります。

△陳情の取扱いについて

○委員長（森満 晃）それでは、陳情の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に一括説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）資料1を御覧いただきたいと思います。

今回提出のありました陳情は6件で、いずれも11月27日に受理したものであります。

まず、1件目は薩摩川内市の学校給食費無償化を求める陳情で、提出者は市内平佐町の学校給食費無償化を求める薩摩川内の会、白石正代氏、外2,994名であります。この3,000名近い陳情書は、署名という形で陳情がなされているものでございます。

次に、2件目は政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情で、提出者は市内尾白江町の政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める鹿児島

県民の会、牧之内定重氏であります。

次に、3件目から6件目までの4件につきましては、いずれも市内平佐町の川内原発30キロ圏住民ネットワーク薩摩川内の田中ひろみ氏から提出されたもので、川内原発の原子炉容器破損事故と避難計画に関する陳情、川内原発の運転期間延長と耐震性に関する陳情、川内原発の運転期間延長と火山に関する陳情、及び川内原発敷地内での乾式貯蔵施設に関する陳情であります。

それでは、個々の陳情について、その写しを御覧いただきたいと思います。

まず、薩摩川内市の学校給食費無償化を求める陳情は、陳情趣旨の前段では学校給食費、副教材費などの費用が重い負担になっていること、それから県内及び全国的な学校給食費の無償化の動きについて記載がございます。

後半には、先ほど本会議でもございましたけれども、1951年の参議院文部委員会での答弁、それとその答弁の内容が現在においても趣旨が変わっていないといったことの記載がございます。これらのことから、薩摩川内市の学校給食費を無償にすることを求めているものとなってございます。

なお、同上の陳情の趣旨は、昨年度、別の団体からも提出されておりまして、その際は総務文教委員会に付託されているところでございます。

次に、2件目の、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情は、陳情趣旨に記載のとおり、全国的な陳情採択の動き、自治体のアンケート調査結果等の内容についての記載がございますが、後半では政党機関紙の勧誘等に対する職員の心理的圧力等に関する対応等について、さらに政治活動に伴う営業行為について、庁舎管理規則の確認等についての記載があります。

これらを踏まえまして、陳情項目では、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為の禁止又は自粛、執務室内における配達・集金が行われないように行政に求めることなどのほか、3項目となっております。また、本件に関する所管は、行政管理部になるようでございます。

なお、参考までに申し上げますと、本陳情に關します県内各市議会の処理状況でございますが、本市を除く18市中、陳情提出がありましたのは16市で、そのうち写し等の配付としていたとこ

ろが12市、今後の委員会付託予定を含めて審議が3市、未定が1市となっております。

次に、3件目の川内原発の原子炉容器破損事故と避難計画に関する陳情の陳情事項は、原子炉容器が破損する可能性が否定できないため、破損した場合にどれくらいの放射能があるのか、その場合の避難計画がないことをどう考えるのか検討することを求めているものでございます。

次に、4件目は川内原発の運転期間延長と耐震性に関する陳情の陳情事項は、耐震性の確認も安全対策工事も終わらないまま40年を超えての運転になぜ入れるのか、入ろうとするのか理解できない。延長運転の可否については十分な説明と議論を尽くし、住民の意向を確認することを求めるものでございます。

次に、5件目の川内原発の運転期間延長と火山に関する陳情の陳情事項は、始良カルデラの異常な状況発生の可能性が高まっていき、マグマ蓄積量が正噴火時の約10倍であることが確認された今、運転停止を迫られる状況が発生することを前提に運転延長を続けることが可能なのか、現在の避難計画に実効性があるのかを検討することを求めているものでございます。

最後に6件目の、川内原発敷地内での乾式貯蔵施設に関する陳情の陳情事項は、六ヶ所再生処理工場が完成し搬出できることになるのか、半永久的に使用済み核燃料が薩摩川内市内に蓄積されることになるのか、様々な情報を検討し、市民に説明できるようになるまで、運転延長についての結論は出さず、調査・検討を求めるものとなっております。

なお、これらの川内原発に関する陳情のうち、運転延長に係るものにつきましては、同一会期内で同じ内容のものが上程されることとなった場合には、これまで特別委員会で審査が終了し、この後出てまいります本会議審議が予定される陳情6件との関連で、一事不再議との関係が問題となっていまいります。

既に御承知のとおり、この一事不再議の原則は、同一会期中に一度議決された事件については、再び審議をしないという議事整理と議会の権威上好ましくないといった面から、議会運営上慣習的に形成されたものでありますが、請願・陳情につきましては、一事不再議の原則は適用されないとの

行政実例があります。

これは一般的には提出者が異なる場合などにおきましては、同じ趣旨の請願、陳情を審議することを否定するものではないということになります。これらを踏まえまして、付託の可否等を御協議いただければと存じます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたので、それぞれ取扱いを審査してまいります。

○委員（川添公貴）取扱いの前に、先ほど議長のほうから明日の審議状況について御協議いただきたいということの発言があったようですが、まず一般質問が終わった後の議事の運営はどうなっているのか。そこを確認しないと、先ほど課長が説明したような事案は発生しない。議事の運営について、どのような段取りを組んでいらっしゃるのか、まず、ちょっと教えてください。

○議事調査課長（久米道秋）今予定してございますのが、明日3名の一般質問の方の質問が終了後、初日、上程議案の委員会付託を予定してございます。

その後、特別委員会の委員長報告をお願いし、その後、まず賛成陳情の……

〔「委員長報告が先にですか」と呼ぶ者あり〕

○議事調査課長（久米道秋）そうです。委員長報告がありまして、その後、中日提案の提案理由等の説明を予定してございます。

○委員（川添公貴）分かりました。まずは、先に委員長報告があってから、その後の取扱いがあるということですね。はい、それは了解しました。

○委員長（森満 晃）よろしいですね。

まず、薩摩川内市の学校給食費無償化を求める陳情についてですが、同趣旨のものは、これまで総務文教委員会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）総務文教委員会に付託をお願いします。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱い、総務文教委員会に付託することで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、本陳情はそうように取扱うことで、御了承願います。

次に、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情についてですが、陳情者の中にある庁舎管理規則や職員のハラスメントに関する所管は、行政管理部となるようです。また、県内他市の状況も踏まえ、取扱いについて質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）委員会付託をお願いします。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱い、行政管理部ですので、総務文教委員会に付託することで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、本陳情はそうように取扱うことで、御了承願います。

次に、川内原発の原子炉容器破損事故と避難計画に関する陳情についてですが、これまで同趣旨のものは、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）陳情3、合わせて意見を述べさせていただきたいと思います。

陳情この4件については、主に全て20年運転延長について反対の立場の陳情であると理解しているところであります。それに、まずこの資料3の原子炉容器の破損事故については、既に原子力発電所調査特別委員会において、しっかりと参考人招致をして済んだ部分であります。

次に、運転延長と耐震性についても、これも原子力規制委員会の参考人招致で招致して、委員会としては結論が出ていると私は判断しているところであります。

次に、5番目の資料5の火山については、これは今、火山の脅威性があるということは分かっているのですが、火山の脅威性についての審査事項が原子力規制庁で詳しくまだ審査されていないし、今後の課題であろうかと思えますし、今すぐ火山が爆発するということはないということも示されていることで、これも併せて20年延長について反対するということだということに理解してございます。

それから資料6です。乾式貯蔵施設についても、これは九州電力等に参考人の中で質疑をし、理解をしたところで、たしかこの六ヶ所への搬出についてのこれについては、反対討論の中で委員の中から出た内容であり、これも20年延長に対して反対するということで、特別委員会において否決された分であります。

したがって、委員会付託は省略し、本会議審査をするのが私はベストだと思っています。それらを踏まえて一事不再議の件がありますので、一事不再議ということを主張するのであれば、番号の3番から4、5、6については、参照資料の陳情の取扱いに関するもので、大きな3の2（2）のイ、議員全員に陳情等の写しを配付するにとどめるが私はいいと思います。もしくは、本会議審査をしないと、一事不再議のことで異なった回答が出るということになりますので、やはりその一事不再議のことを考えると、配付するのか、本会議採決でやるしかないと思っています。

○委員長（森満 晃）そのほか意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎）今、川添委員からありましたように、この内容についてはこれまで他の参考人も呼びながら十分に審議した内容で、同じ内容を審査することにもなりそうですので、資料配付ということでもいいんじゃないかなと私は思います。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

○議員（井上勝博）20年運転延長という非常に大きな問題を扱うわけですので、簡単にこれが一事不再議になるのかどうかということを、簡単にこの場所で議論するのではなくて、一旦やっぱ

り特別委員会でも付託するということも必要なのではないかと、そして中身をもっとよく検討すると、これまで議論した内容の中で重なっている部分があるだろうと思います。だけど、重なっていない部分も審議するということが必要なんじゃないかと思います。

○委員長（森満 晃） それでは、質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱い、議員全員への写しの配付とすることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 御異議ありませんので、そのように取扱うことで、御了承願います。

以上で、陳情の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。ここで、休憩します。

~~~~~

午後 3 時 43 分 休憩

~~~~~

午後 3 時 56 分 開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員入室〕

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（森満 晃） 次は、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田代健一） 資料 2-1 の付議事件等区分表案を御覧ください。

明日 12 月 12 日の提出予定議案ではありますが、当局からの一般議案 2 件と補正予算 10 件が追加上程される予定であります。

まず、議案第 147 号の一般会計補正予算は、国の補正予算による住民税非課税世帯に対する給付金に関するもので、急を要することから、委員会負託を省略し、12 日の本会議審議にはいかかかと思えます。

なお、この補正予算が中日の 12 日に可決されますと、本会議初日に上程されておりました議案第 137 号の第 8 回補正予算との可決順序が逆になり、同議案に記載されている補正前・補正後の

額及び補正回数が異なってくることになりますが、これにつきましては、これまでと同様、議長の議事整理権に基づく計数整理を、本会議の議決をもって議長に一任いただくことで対応してはいかかかと思えます。

次に、議案第 148 号は、薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部改正であり、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法令等の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じて、職員の給料月額、初任給調整手当の限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするもので、本案は 13 日の総務文教委員会に付託してはと考えます。

議案第 149 号は、薩摩川内市国民健康保険税条例の一部改正であり、上位法の改正等により、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合、又は出産した場合において、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するほか、所要の規定の整備を図ろうとするもので、本案は 15 日の生活福祉委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第 150 号から 158 号までの補正予算 9 件は、先ほどの給与改定等に係る補正予算であり、議案第 150 号の一般会計補正予算は、13、14、15 日の各常任委員会に分割付託することとし、議案第 151 号の特別会計補正予算は、15 日の生活福祉委員会に、議案第 152 号から 154 号までの各特別会計補正予算 3 件は、14 日の産業建設委員会に、議案第 155 号から 158 号までの各特別会計補正予算 4 件は、15 日の生活福祉委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

次に、受理陳情が 2 件ございますが、先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第 14 号及び 15 号については、13 日の総務文教委員会に付託してはいかかかと思えます。

資料 2-1 にお戻りいただきまして、その下でございますが、今後の提出予定議案等につきましては、最終日に専決処分 1 件の報告の見込みであります。また、今後の議運につきましては、最終日 22 日の午前 9 時から開催される予定でございます。

次に、資料２－２、陳情に係る審査結果、討論通告一覧を御覧ください。

川内原子力発電所対策特別調査委員会に付託されておりました陳情のうち、川内原子力発電所１、２号機の運転延長に対して、賛成の願意である陳情第８号の審査結果は採択とすべきもの、反対の願意である陳情第９号から第１３号までの５件の審査結果は一括採決により不採択とすべきものとなっております。また、産業建設委員会に付託されておりました陳情第７号の審査結果は不採択とすべきものであります。

２の討論通告ですが、川内原子力発電所対策調査特別委員会付託案件では、陳情第８号について井上議員から反対の、森満議員、坂口議員から賛成の討論通告が、陳情第９号から第１３号までについて川添議員から反対の、井上議員から賛成の討論通告がそれぞれございました。また、産業建設委員会付託案件の陳情第７号については井上議員から賛成の通告がございました。

次に資料２－３、議案等採決区分表を御覧ください。

陳情７件の採決方法につきましては、川内原子力発電所対策調査特別委員会付託の陳情６件のうち、まず陳情第８号を記名投票により採決し、その後、陳情第９号から陳情第１３号までの陳情５件を一括して記名投票を行い、次に産業建設委員会付託の陳情第７号を記名投票により採決してはいかがかと考えます。

最後に、資料２－４を御覧ください。

第５回定例会会期及び日程の変更箇所でございます。

１２日に一部議案審議及び付託事件等審査結果報告、１８日に議員定数等調査特別委員会の開催が追加されておりますので、御確認ください。

**○委員長（森満 晃）** ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

**○財政課長（大濱浩一）** 補正予算について説明します。

まず、議案第１４７号の一般会計補正予算について説明いたします。

別冊の第９回補正予算の１５ページ、補正予算額調べを御覧ください。

今回の補正は、一般会計において１０億

５，８４０万７，０００円を増額するものであります。

補正内容を説明いたします。１９ページ、２、歳出目的別を御覧ください。

民生費の価格高騰対策住民税非課税世帯臨時給付金事業費において、国の物価高騰に対応する追加策として示した、住民税非課税世帯に対する１世帯当たり７万円の給付金支給に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、１７ページ、１、歳入を御覧ください。

国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、価格高騰対策住民税非課税世帯臨時給付金事業に係る補助金を計上するものであります。

続きまして、議案第１５０号から議案第１５８号までの各会計補正予算の概要について説明いたします。

別冊の薩摩川内市各会計予算書第１０回補正の１６１ページ、補正予算額調べを御覧ください。

今回の補正は、一般会計のほか８特別会計において予算補正を行っており、一般会計の補正額は１億２，５６１万５，０００円の増額で、補正後の額を６０９億４，７４２万７，０００円とするものであり、特別会計は御覧のとおりであります。いずれの会計におきましても、国家公務員に係る一般職員の給与に関する法律等の一部改正等に伴い、これに準じて、本市の職員等の給与改定に伴う給与費等を増額するものであります。

それでは、一般会計の歳出について説明いたしますので、１６５ページ、２、歳出目的別を御覧ください。

議会費、総務費など各科目において、給与改定に伴う給与費等の増額を行うとともに、給与改定に伴う各特別会計への繰出金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、１６３ページ、１、３歳入を御覧ください。地方交付税において、今回補正に係る財源として普通交付税を増額するものであります。

**○保健福祉部長（小柳津賢一）** 私のほうから、議案第１４７号第９回補正に関しまして、一言だけつけ加えさせていただきます。

こちらの議案の中身につきましては、先ほど議

会事務局長、または財政課長から御説明したとおりでございますけれども、もしもこの議案につきまして、あした採決いただき成立がかないますと、今月27日には対象世帯のうち、申請が不要なプッシュ型で支給できる世帯には、該当金額を支給できる見込みでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件につきましては、説明のとおり取り扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後4時7分休憩

~~~~~

午後4時9分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

△本会議（川内原発運転延長に係る陳情採決日）の傍聴者対応の取扱いについて

○委員長（森満 晃）次は、本会議（川内原発運転延長に係る陳情採決日）の傍聴者対応の取扱いについてを議題といたします。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料4を御覧いただきたいと存じます。

川内原発運転延長に関する陳情を審議する本会議におきましては、傍聴席数を上回る多数の傍聴希望や報道機関の取材が予想されますことから、傍聴者の対応を次のとおりとすることで予定してございます。

まず、本会議傍聴席の内訳でございますが、現行、一般傍聴席50席、プレス席10席となって

ございます。今回、これを一般傍聴席40席、プレス席20席に変更しようとするものでございます。なお、プレス席が20席に満たない場合は、一般傍聴席を増やすことも想定してございます。

それから、2番目にありますとおり、一般傍聴者の選定方法につきまして、現行は受付をしまして、順次傍聴席へ入室していただいておりますが、今回、抽選をして40名を傍聴できるようにしたいというもので、抽選にもし漏れた方がいらっしゃる場合は、東別館の101会議室で映像配信を視聴できるように対応したいと考えております。

3番目の抽選要領でございますが、陳情の本会議審議が明日12日、一般質問終了後に予定されますことから、午前中の傍聴者が引き続き午後の傍聴希望をされる場合は、改めて101会議室での受付をしてもらうこととしたいと考えております。

また、傍聴希望者には、抽選の時間12時40分になるまで101会議室で待機していただき、午後からの傍聴希望者に整理券を配付し、12時40分で配付を終了する予定で、その後、速やかに同室内で抽選を行いまして、室内に当選番号を掲載します。最後に、抽選開始時間におきまして、40人に満たない場合は抽選は行いません。

最後に、一般傍聴の手続については、記載のとおりとなりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、資料のとおり取扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、本件の審査を終了します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限につ

いて

○委員長（森満 晃）次は、討論に係る発言
通告書等の提出期限についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）資料５をお願い
いたします。

１２月２２日、最終日になりますけれども、本
会議で表決に付される案件のうち、委員会に付託
されたものに対する発言、討論通告書及び議案等
賛否通告書の提出期限については、記載のとおり
となりますので、期限までに提出をお願いいたし
ます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありま
したが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認
めます。

それでは本件については資料のとおりとなりま
すので、各会派所属議員へも周知してくださるよ
うよろしくお願いいたします。

以上で、本件の審査を終了します。

〔森永副議長退室〕

△薩摩川内市民生委員推薦会委員の取扱い
について

○委員長（森満 晃）次は、薩摩川内市民生
委員推薦会委員の取扱いについてを議題といたし
ます。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）資料６をお願い
いたします。

薩摩川内市民生委員推薦会委員の取扱いにつ
きまして、今回、本市民生委員推薦会の委員でござ
います森永議員が副議長に就任されましたが、就
任に伴う双方への影響はないと考えられますこと
から、引き続き委員を継続されることにつきまして
御確認いただくものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありま
したが、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑・意見はないと認
めます。

それでは、薩摩川内市民生委員推薦会委員の取
扱いについては、資料のとおり、引き続き森永副
議長が同委員を務めるものとして確認することで、
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、
そのように決定しました。

以上で本件の審査を終了します。

〔森永副議長着席〕

○委員長（森満 晃）ここで、協議会に切り
替えます。

~~~~~

午後４時１４分休憩

~~~~~

午後４時２３分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻し  
ます。

△議会運営委員会の先進地視察について

○委員長（森満 晃）次は、議会運営委員会  
の先進地視察についてを議題といたします。

さきの委員会終了後に日程案をお示しし、視察  
先と視察項目を提出していただくこととしており  
ました。視察内容の案がまとまりましたので、資  
料９を御覧ください。

日程は１月２５日木曜日から１泊２日、視察先  
は大分市で、視察項目として防災会議と議会ＢＣ  
Ｐ業務継続計画について、及び大分市議会議員政  
策研究会についてを計画したところであります。

この内容について、委員の皆様から何かありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーからあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認  
めます。

それでは、本件については、ただいま説明いた  
しました内容において実施することで、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、資料のとおり実施することとします。

なお、実施に当たっての必要な調整、委員派遣の手續等については、委員長に一任にいただきましたと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように取り扱うこととします。

なお、関連資料、詳細な行程等については、後日タブレットに配信することとしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の先進視察についての審査を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後４時２５分休憩

～～～～～～～～

午後４時２５分開議

～～～～～～～～

---

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 森 満 晃